

内部告発のための倫理

青 木 克 仁

Is “Whistle-blowing” Morally Permissible?

Katsuhito AOKI

序 論

1995年、「規制緩和推進5ヵ年計画」が閣議で決定された。経済評論家の内橋克人氏は、『もうひとつの日本は可能だ』の中で、この閣議決定にコメントし、「グローバルズムに追随するに、さまざまな『規制緩和正義論』をもってした90年代日本の政治選択は、いったいどのように位置付けられるべきなのか」(2003, p. 206)と問いを投げかけている。この問いには、事実が答えてくれている。「市場が企業を淘汰する」という新自由主義の論理を受け入れ、規制による予防を緩和してしまったがゆえに、とうとう2007年は「偽」に象徴される年となってしまった。2000年に入ってから、日本でも、「内部告発」によって発覚した企業の不祥事が多くなってきている。例えば、2000年7月には、「三菱自動車のリコール隠し事件」、2001年12月には、「東京女子医大の医療ミス隠し事件」、2002年1月「雪印食品の牛肉偽装事件」、同年5月「ダスキンのみスター・ドーナツにおける肉餡無認可添加物混入事件」、同年7月「USJの賞味期限切れ食材使用事件」、同年8月「日本ハム子会社の牛肉偽装事件」が起きている。2002年、内部告発によって、東京電力の原子力発電所トラブル隠しが明るみに出た。2004年2月「北海道警の裏金事件」が内部告発によって発覚した。その後も、数々の不祥事が続き、2007年は、その年を象徴する文字として「偽」が選ばれたのに相応しい年となったのだ。消費期限切れの原材料を使用していた、お菓子の有名ブランド「不二家」の偽装事件に始まり、北海道土産の定番である「白い恋人」や老舗「赤福」の賞味・消費期限改竄事件、高級料亭の「船場吉兆」の一連の偽装問題などが発覚し、国民の間で食の安全性に関する不安、不信の念が蔓延した。こうした事件は、現場で働く従業員などの内部告発によって発覚している。同じ2007年6月、北海道の食品加工卸会社ミートホープが牛肉ミンチの品質表示偽装行為を長年に渡って行っていたことが明らかにされた。この事件が公にされる1年前に、既に北海道庁や農林水産省に対し内部告発があったのにもかかわらず、省庁側は、この内部告発を事実上、放置していたのだ。この所為で、1年間に渡って偽装牛肉ミンチの流通が放置されることになり、不正に目を瞑っていたのも同然の結果となった。悪しき企業は淘汰されるかもしれないが、その悪徳の犠牲になってしまった人々には何と云えばいいのか。「事後的なチェック」は、犠牲者が出てから行われるゆえに、虚しくもまた悲しいものとなるだろう。規制緩和が常識となってしまった今、「内部告発」は、こうした「事後性」による犠牲をミニマルに抑えるのに貢献することになっているのだ。この小論において、私達は「内部告発」ということを倫理的にどのように考えていったらいいのだろうかを問い、「内部告発」の倫理を打ち立てよ

うと考える。

§1. 「仮面」を複数被ること：良心の葛藤は如何に生じるのか？

「人間」を意味する英語の「person」は、語源的にはラテン語の「ペルソナ (persona)」に由来しているが、ペルソナには「仮面」という意味がある。「仮面」は、「演じられるキャラクター、何らかの役を演じる人」を意味する。私達は、私達が置かれている社会的関係の中で自己のアイデンティティを築き上げていくが、社会的関係の中で自己のアイデンティティを築くということは、社会的な役割の「仮面」を被ることだと言っていいだろう。私の場合を例にとりて考えてみるならば、大学で「先生」という役割を果たしている時は、「先生」の仮面を被っている、また子どもに対する時は「父親」としての仮面を被っている、妻に対する時は、「夫」の仮面を被っている、という風に考えることができるし、そうすることを期待されているわけだ。「仮面を被っている」ということの意味は、それが元々の人間の本性ではなく「役割」として後から与えられたものなのだ、ということだ。従って、「仮面」としてのアイデンティティは、決して固定したものではない、ということになる。例えば、もし私が転職したら、また別の「仮面」を被ることになるのだから。私達はこうした「仮面」を被って、公的な「舞台」に登場するのだ。

マッキンタイア (Alasdair MacIntyre) が述べているように、私達の義務や責任などは、役割が持つ歴史的背景によって規定されている。私達はいきなり政治家とか八百屋になるわけではなく、両親や先輩、あるいは先生、師匠、親方、あるいは、その道で成功した人や近所などでその職業に従事している人などの生き方を実際に見たり、聞いたりすることによって、あるいは自伝や伝記などで読むことによって、その役割が要求する「その役割らしさのイメージ」を習得する。その役割らしさのイメージの一つとして、その役割を「良く果たす仕方」という「ギリシア的意味のヴァーチュ (Virtue 徳)」を身に付けていくのだ。「役割」に対する周囲の期待にこたえていくうちに、その「役割」への信頼が生まれ、それが「職業倫理」になっていくのである。どの社会的「役割」にもこうした歴史がある。「役割」に対する期待にこたえ、信頼を獲得する歴史の中で、「職業倫理」が生まれるのだ。「良い政治家は、これこれのことをする義務や責任がある」「良い教師はこれこれのことをする義務や責任がある」などの職業特有の倫理が生まれてくる。「こういうのは菓子屋らしくない」「これこれするのは先生らしくない」といった規範を提供するのは、その「役割」に対して寄せられる期待にこたえ、信頼を獲得してきた歴史的背景であるということだ。従って、人が社会的な役割との関係で「自分の何たるか」を理解する時、その人は「いかに行動すべきか」ということを、「役割」そのものから含意されて知っている、ということになる。あなたが一旦その「役割」を引き受けた時、その「役割」から来る「職業倫理」を果たすことが要求されるのだ。その中にはその「役割」特有の「責任」や「義務」、一言で言えば「モラル」というものが存在している。マッキンタイアは、そうしたものを一括して、「ヴァーチュ (Virtue 徳)」と呼ぶのだ。或る職業に就くことで、その職業に従事する職業人らしく生きるためのヴァーチュが要求するモラルはどのようなもので、そのモラルに従って生きることで、私は生きがいを感じることができるだろうか、ということ、多種多様な伝記や自伝、あるいは先輩に当たる職業人達の生き様が教えてくれる。繰り返すと「役割」を担うということは、その「役割」に対する期待にこたえる、ということ、社会は、いろいろな「役割」を担っている人たちが、「期待通りにその役割を果たすだろう」という「信頼」に基づいているのだ。

1986年、スペース・シャトル、チャレンジャー号が、打ち上げ直後、大爆発してしまうという事故が起きた。この時、固形燃料ロケットブースターの製造会社、モートン・チオコール社の技術部門は、発射台が氷点下の気温であるという理由で危険であると判断し、打ち上げに反対した。にもかかわらず、最終的には、打ち上げ賛成に回ってしまったのだ。どうしてだろうか。技術部門の副社長のロバート・ランドが、大統領調査委員会で行った証言によると、「技術者の帽子を脱ぎ、経営者を象徴する帽子をかぶる」ように言われた時、彼は打ち上げ賛成の意見に傾いたのだ、というのだ(1994, pp. 18-19)。NASA との間に結んだ、年間400万ドル相当の契約は、モートン・チオコール社の誰にとってもおいしいものだが、それでもランド副社長は、「技術者」として発言していた時は、打ち上げ反対を貫いていた。ところが、一旦「副社長」という立場から、思考を始めた途端、彼は、経営者として、ゴー・サインを出してしまったのだ。「技術者」の「役割」から来る「ヴァーチャー（徳、職業倫理）」は、彼が、「経営者」としての「役割」に従うよう、命令された瞬間に、「経営者」の「ヴァーチャー」に入れ替わってしまったのである。自分の担う「役割」によって、自分の従う倫理観まで変わってしまう、という例が、この事件の背景にはあったのだ。また、今のランド副社長の例に見られるように、「役割」間の葛藤が、そのまま「良心」として機能し得るということに注目すべきである。それゆえ、複数の「役割」を担っていた方が、或る意味で「良心的な」判断が可能となると言い得るだろう。むしろこれからお話しするように、「役割」が固定してしまう時にこそ、「良心的な」判断の可能性を失ってしまうのだ。

安部司さんという方は、彼自身の描写によれば「食品添加物」の開発者にして、トップセールスマンだった人である。彼が著した『食品の裏側』という本の中で、興味深いエピソードを語っている。或る日、「牛の骨から削り取った肉とも言えないような部分を大量に残しているのだが、それを何とかしてほしい」という依頼をメーカーから受けた安部さんは、お得意の「食品添加物」を加えて加工することを考え始める。ミンチにもならない骨とも肉とも言えない部分は、そのままだと、ただどろどろしていて水っぽく、味も素っ気も無く、食べられる代物ではなかったという。阿部さんは、これに廃鶏（卵を産まなくなった鶏）のミンチと「人造肉」とも呼ばれている「組織状大豆たんぱく」を加え増量をした上で、「ビーフエキス」「化学調味料」「ラード」「加工でんぷん」「粘着剤」「乳化剤」「保存料」「PH調整剤」そして「酸化防止剤」などの「食品添加物」を加えてミートボールの本体を作った。これに、「着色料」で色をつけ「酸味料」で酸味を出し、「増粘多糖類」でとろみをつけたケチャップもどきと、「氷酢酸」を薄め、「カラメル」で黒くしてから、「化学調味料」を加えた偽のソースを絡めて、「ミートボール」として売り出したのだ。原価がせいぜい20円程度のものを1パック100円で売り出したところ、これがヒット商品になった。阿部さんはこうしたヒット商品を開発し得意の絶頂だったのだが、或る日、彼の長女の三回目の誕生日のディナーに、何とこのミートボールが食卓に上がっていたのを見て、彼はパニックになった。彼は、皿を両手で覆い子ども達が食べられないようにし叫んだ、「とにかくこれは食べちゃダメ、食べたらいかん!」。「このミートボール安いし娘が好きだからよく買うのよ。これを出すと子どもたち、取り合いになるのよ」と言う妻の台詞に、彼はこの時、我に返ったのだという。どろどろのくず肉に添加物を大量に使って作った代物であることを知っている彼は慌てたのだ(2005, pp. 41-42)。そしてこの瞬間、自分は「生産者」であるだけでなく、「消費者」でもあることに気付いたのだというのだ。「添加物開発の神様」扱いされ、得意の絶頂にあった安部さんは、まさに「生産者」の仮面に支配されてしまっていたのだ。けれども、自分の子ども達が自分の手によって「食の安全」を脅かされていることを知った日から、彼は「消費者」そ

して何よりも子ども達の「父親」の仮面を被って考えるようになった。そして、何と、あっさりと会社を辞めて、一人の「市民」として当然のことをしようと「食品添加物」に関する啓蒙活動を開始したのだ。阿部さんのショックがどれ程のものだったのかを物語るエピソードである。阿部さんが、彼の本の中で、食品添加物を大量に使っている業者は、どこでも例外無く、自分達の作った生産物を自分達自身は絶対食べないと言っている、といった話を紹介している。彼は、この業界のトップを行く人物だったが、そうした身分に安住することを捨て、何と、「市民」として考えるようになることで、この業界の一種の「内部告発」を開始したのだ。同じ「仮面」を被り続けるような人には、「内部告発」は不可能であろう。ここでも、教訓は、一つの仮面に拘った思考法をしてはならない、ということなのだ。「仮面」と「別の仮面」との間に葛藤が生じた時、私達は、否応無く「間」に立たされるわけで、それがまさに「良心」が生じる条件となっているといえよう。今度は、このことを、別の角度から詳しく論じていくことにしたい。

§2. 世界市民という立場：「共同体倫理」から「別様にある」ことの可能性

19世紀を代表するドイツの大哲学者、エマニュエル・カントは、理性の私的使用は、時として制限されても構わないけれども、理性を公的に使用することは、いつでも自由でなければならない、として、その区別についてこのように語っている：

理性の公的使用というのは、或る人が学者として、一般の読者全体の前で彼自身の理性を使用することを指している。…公民として或る地位もしくは公職に任ぜられている人は、その立場においてのみ彼自身の理性を使用することが許される、このような使用の仕方が、すなわち理性の私的使用なのである (1974, pp. 10-11)。

公民の立場にある者が公的職業をまっとうしていても、理性を私的に使用していることになってしまう、ということは、私達の常識に反するように思われる。そこでカントの真意を理解するために、より詳しい説明を加えてみよう。フーコーが解説を加えているように、人間が“a cog in a machine (1984, p. 36)”つまり「機械の中の一つの歯車」でしかないような場合、それが公民としての公的職業であろうが何であろうが、理性を私的に使用していることになるのだ。私達の社会は単なる個人の集合体ではなく、むしろ個々の人々に課せられた役割の要求する行為の集合体なのだ。これが所謂社会的関係性のネットワークを形作る。私達は社会的役割から課せられている振る舞い方を身に付けて行動しているのだが、そのためにその社会的役割が持っている特定の目的を成就しようと、その社会的役割から課せられている特定のルールに従って生きている。そうした場合、理性は特定のルールを適用し、特定の目的を実現するためにのみ使用されていることになるだろう。理性は、社会的役割に従属しており、特定の目的の実現のために、特定のルールを適用しているだけなのだ。つまり、カントの言葉で説明するのならば、「あくまで受動的態度を強要するような或る種の機制」(1974, p. 11)が必要とされるようなシステムの中であって、人は議論することよりも、役割への服従が求められるのだ。簡単に言い換えるのならば、人間が社会的関係性のネットワークの一部分として、役割の求めに従って発言し行動する時、彼／彼女は理性を私的に使用している、ということになる。ここでは、考えずに、ただただ求めに応じて自分の「役割」を演じる、ということが可能なのだ。共同体の課す「役割」に滅私奉公的に奉仕してしまう、という傾向が、特に日本では非常に強いわけだ。要するに、自分が所属している

共同体と一体化して、その共同体の利権をあたかも公共性であるかのように考えて行動をしてしまう人が多く存在していて、私達の方もそれを不思議にも何とも思わないわけである。それゆえ、例えば、自分の所属している共同体の既得権益を守ることが、「公」なのだ、という考えに陥り易いわけなのだ。けれどもカントは、自分の所属している共同体の利権を「公」だと思うという傾向を批判しているのである。

勿論、カントは理性の私的使用が悪いと言っているわけではない。それだけでは、未成年状態に留まるのだ、と警告を発しているのだ。例えば、カントも例に挙げているように、上官から命令された将校が勤務中にもかかわらず、その命令の是非を議論し始めたとしたら、それはむしろ困ったことだろう。そんなわけで、フーコーの言っているように、「the realm of obedience（服従の領域）」と「the realm of the use of reason（理性使用の領域）」の区別が必要になってくるのだ（1984, p. 35）。理性の私的用法は「服従の領域」に属し、時として厳しく制限されなければならない。社会的役割の課す目的やルールに服従しなければならない場合があるのだ。

「理性使用の領域」とフーコーが述べている領域はむしろ「理性の公的使用」に関連している。それでは、公的に理性を使用するとは、どういうことだろうか。ここで先ず考えねばならないことは、理性の公的使用の定義の中に含まれる「学者として」という言い方である。これは、何も「学者」という職業について言及しているわけではないし、ましてや「学者」という一職業を特権化しているわけでもない。ここでカントの使っている「学者として」という言い方は、「社会的役割に縛られずに」ということを意味しているのだ。単なる機構の中の一歯車としてではなく、理性を備えた人間の一員として、ただ理性の自由な使用のために、理性を使用する時、理性は公的に使用されている、ということになる。これはとても重要なことだ。先程の将校は、勤務中には理性を私的に使用し、「服従の領域」に留まらねばならなかったのだが、一旦勤務を離れたならば、軍務における欠陥について所見を述べ、自由に批判することを妨げることは、不当なことだろう。この場合、この将校は「社会的役割に縛られずに」つまり「学者として」理性を自由に使用することができるわけで、それができるのならば、「公的に」理性を使っているということになるのだ。この時、この将校は、社会的役割の課す特定なルールにただ単に盲目的に服従するのではなく、理性を持つ者の一員という、「役割」から超越した立場から思索しているという点で、理性を公的に使用していることになるだろう。「さまざまな制度や形式は、人間の自然的素質を...むしろ誤用せしめる機械的な道具なのである、そしてこれらの道具こそ実は未成年状態をいつまでも存続させる足枷なのである」（1974, p. 9）とはっきりと述べている通りなのだ。カントにおいては、社会におけるさまざまな制度や形式は、「私に代わって考えてくれる」という点において、人間を未成年状態に留めている当のものであり、そうした思考の代理をしてくれる諸々の機構から解放された時に、人は理性的存在の一員として、「自律」の名の下に理性を公的に使用できるようになる。私達が、理性を公的に使用すれば、自分が所属している制度や機構から離れて、発言し行動し得るということが、カントの言う「啓蒙」で、そのように公的に理性を使用できる時、私達は初めて、カントの言う「コスモポリタン（世界市民）」として行動できることになる。

「内部告発」の是非というテーマは、「ビジネス倫理」や「情報倫理」の重要なテーマの一つなのだが、カントとの関連で考えておきたいことを、例を挙げて説明しよう。例えば、「雪印食肉偽装事件」は、「外国産の牛肉を国産のラベルを貼って出荷していたこと」を偽装の舞台となった倉庫会社の社長が内部告発したために発覚したと言われている。この「内部告発」を実行した工場長は、自分の社長という「役割」の上では、会社に忠誠を尽くし、会社の利益を優先的に考

えなければならないだろう。けれども、この社長が、会社に忠誠を尽くし、会社の利益を優先して考えている限り、彼は自分の理性を「私的に使用している」ということになる。自分の担っている「役割」を離れ、会社の行った不正について所見を述べ、自由に批判することができてこそ、この社長は「理性を公的に使用している」ということになるだろう。でも社長という「役割」を担っている立場上、あからさまに自分の会社を批判できない立場にもあったというのも事実なのだ。「内部告発」という彼のとった手段は、この社長の、理性の私的使用と公的使用の間の葛藤の結果として出てきたものだったと言えるだろう。理性を公的に使用することのできない、伝統的な縛りというのは、このように至るところに見受けられる。よい社員であれ、とか、よい社長であれ、よい父親であれ、というのは、「共同体の道徳」なのだ。世界市民であるためには、時としてこうした「共同体の道徳」に逆らって行動しなければならないわけで、カントが要求していることは、実に厳しいことだと言える。

ユダヤ人の大量虐殺の首謀者格であるゆえ、ナチス・ドイツの戦犯として捕らえられ、イスラエルで裁判を受けたアイヒマンの裁判に立ち会ったハンナ・アーレントは、裁判に出かける前までは、このアイヒマンは、きっと悪魔的存在であろうと考えて、想像力を逞しくしていた。しかし、裁判の席で彼女の見たものは、「それまでと同じように命令に従って普通に行動しただけである」と主張する卑小な小市民的な人物だったのだ。この裁判をきっかけに、『イスラエルのアイヒマン』という本を書き上げたアーレントは、「悪」というものが、ああこれが「悪」なんだ、というように誰もがすぐに注目するようなスペクタクルで悪魔めいた大掛かりなものではない、むしろ日常的で捉えどころがない当たり前のことの中にあるのではないかと考え始めた。それを彼女は「悪の陳腐さ」と呼んでいる（1969, p. 213）。ただ忠実に役割に従う中で、自分が悪いことをしているという反省を持つことも無く、罪を犯してしまうのだ。ただただ、何も考えずに「与えられた役割」に忠実に従う、ということが、このように「悪の陳腐さ」を招いてしまっているのだ、ということが重要だ。まさに、カントが言っている「機械の中の一つの歯車」のように、与えられた「役割」を徹底的に義務として、グロテスクなまでに事務的に遂行し、「理性を私的に私用する」ことにしか思い至らない、そうした人間が陥り易い罠がここに描かれている。もし一度でも、このアイヒマンなる人物が、「理性を公的に私用する」ことを行い得たならば、大量虐殺について疑念が生じ、良心の葛藤を示すようになっていたかもしれない。共同体の中で、与えられた「役割」を「機械の中の一つの歯車」のように、官僚的にこなしていく、ということは、時に、アイヒマンのケースのような、狂気を生み出す可能性がある。

水俣病は、チッソという会社が、海に有機水銀を垂れ流したために起きた公害病なのだというのは周知の通りだが、当時、工場長を始めとして自社の工場廃水が原因ではないかと疑っていた技術者が、チッソの内部にも存在していたことが分かっている。自分がその工場で働いている以上、会社の利益を優先させるのは、一般的な意味合いにおける「義務」である、とその技術者も考えて、結局沈黙をすることを選択した。30年後、その当時何があったのかを問われた技術者の中のある者は、深い罪悪感に苛まれ、またある者は、「会社のために当然のことをしたのだ」と言って居直ってしまったり、あるいは「家族がいたから仕方がなかった」と言って自分の立場を分かってもらおうと苦慮したり、している。確かに、もし、当時、真実を公開していたら、彼らは解雇されてしまって、家族も路頭に迷うことになってしまっただろう。「よき社員」でなければ、解雇されるし、そうなれば、家族を路頭に迷わせるゆえ、「よき父親」ではない、ということにもなってしまふ。確かに、黙っていた方が、現実的にも幸福であるはずだ。「幸福主義」

の道徳観に従うのならば、「黙っていた方が幸せのままでいられて、その方がずっと得」ということになるし、「よき社員であれ」、「よき父親であれ」という共同体の倫理に従った方が、ずっと楽なのだ。確かに、こうして「複数」の「仮面」があった方が、「役割」間の仮面が命じること同士が葛藤し、それこそが良心として作用することもある。けれども、この水俣病に関与してしまった技術者の場合、「社員」の仮面と「父親」の仮面の間に、葛藤が生じてはいないことに注意しよう。勿論、自分の子どもが、水俣病に感染する可能性に思いを馳せつつ、内部告発の茨の道を行く決意を固めることだってできるだろう。しかし、「複数の仮面」の間の葛藤という理論があまりうまく働かないケースには違いない。この水俣病のケースに見受けられるように、アレントの言う「悪の陳腐さ」とは、「理性を私的に私用」している限りにおいて、どんな人の日常にも入り込んでくる可能性があるのだ。

けれども、こんな時、カントは、世界市民であることを要求するだろう。自分の「役割」に盲従することを離れて、あるいは、幸福を追い求めてしまうという人間の傾向性を口実としないで、理性を「公的に使用すること」を要求するだろう。カントの言う「傾向性」とは、「ついついそうしたくなってしまう人間の自然の傾向」のことだ。なぜ、「ついついそうしたくなってしまう」のかと言えば、それは、その方が快いし、苦痛を避けられるからだ。人間も動物である以上、やはり快適を求め、苦痛を避けるわけで、自然な「傾向性」というものに流されて生きている。けれども、そうした「傾向性」の赴くまま、流されて生きている限り、自由ではない、とカントは考える。動物は、快感を求め、苦痛を避けるという法則に縛られ、動物の行動は、因果関係に拘束されてしまう。人間も動物である限り、因果関係に拘束されてしまって生きている。「義務」とは、「自然にそうしたくはならないけれども、理性的な人間に課せられる要求」なのだ。カントの場合、自然の「傾向性」に流されて行動するのではなく、「傾向性」を跳ね除けて「義務」に従うことこそが、理性的な人間の真の自由であるとされる。言い換えれば、「義務」とは、傾向性に流されずに「自由であれ」という理性からの命令なのだ。「理性を公的に使用する」という義務を果たしてこそ、人間は人間として「自由」である、というのがカントの立場なのだ。従って、簡単に言えば、カントの言う「義務」とは、「自由であれ」ということなので、「共同体の道徳」が要求するような「役割」から来る義務とは全く違うのだ。

§3. 内部告発にまつわる倫理的ジレンマ

「内部告発」の問題は、「ビジネスの倫理学」の一環であると同時に、情報開示の問題や守秘義務の問題と関連しているゆえ、「情報倫理」の問題の一部を成すと考えられている。「内部告発」と訳されている語、“Whistle - blowing”は、「笛、警笛」を意味する“Whistle”と「吹くこと」という意味の“Blowing”の合成語ゆえ、直訳的に訳せば「警笛を鳴らすこと」という意味になる。“Whistle - blowing”の元の形である“Blow the whistle”には、「警告を発する」「取り締まる」「告発する」という肯定的イメージの意味合いだけでなく、「ばらす」「垂れ込む」「裏切る」「チクる」という否定的なイメージの意味合いが含まれている。意味的には、“Whistle - blowing”という語は、「裏切り」という悪徳から「告発」という美徳までを網羅した、そんな言葉なのだ。こうした両極を表現した言葉である理由として、内部告発者は常に「倫理的ジレンマ (Ethical dilemma)」に置かれるということが挙げられるだろう。こうした言葉の持つ意味合いからだけでなく、現実の問題としても、「内部告発者」を、守るべき公益のために立ち上がった英雄とし

て捉える向きと、会社組織における裏切り者として非難する向きが存在しているのだ。トム・L・ビーチャムとノーマン・E・ボウイ編の『企業倫理学2』に寄せられた「内部告発と従業員の忠誠」という論文の中で、ロナルド・ダスカは、「内部告発者を市民のヒーローとして称賛するものと、スパイとして非難する二つの立場がある」（2001, p. 231）と記している通りである。

情報という観点から見れば、こういうことになるだろう。或る組織の一員でなければ、その組織内の情報は得られない。大抵の場合、組織内で得られた情報をむやみに組織外に持ち出すことは、組織という「共同体の倫理」に反することになる。一度、組織という「共同体」に契約によって所属したら、組織内の情報を独断で持ち出すことはできない。組織の一員になって、情報にアクセスできる立場にあったとしても、それでもその情報は組織の所有する情報ということになり、その情報を自由に処理する権利は、仮令、組織の一員であるとしてもないのだ、と考えられている。そんなわけで、組織の「共同体倫理」に従えば、自分の「役割」に忠実であることを求められ、組織内の情報を外部に漏らすという行為は、「裏切り行為」や「忠誠の破棄」あるいは「職権濫用」と見做されてしまうことだろう。けれども、機械的に「役割」をこなしている人は、「倫理的ジレンマ」を経験しないわけで、自分の組織内での「役割」を離れた思考ができる人が「倫理的なジレンマ」に直面するわけなのだ。そうした「倫理的ジレンマ」を乗り越えて、組織の内部分から、「公の場に伝わるように情報開示」を行うことが、内部告発なのだ、といえるだろう。

結 語

さて、今まで見てきたことを、「内部告発」の問題に応用していくことにしよう。食品添加物の神様、安部司さんの例やモートン・チオコール社の技術部門の副社長のロバート・ランド氏の例を通して、同じ「共同体」の中でも、自分の担う複数の「役割」の間で葛藤が生じる場合、私達は、一つの「役割」に縛られている限り絶対に見えてこなかった問題に気付かされる場合があることを確認した。ここに「内部告発」の機会が生じる場合が存在している。これを仮に「複数の仮面」理論と呼ぶことにしよう。あるいは、カントの「理性の公的使用」ということは、自分の存在する「共同体」そのものを離れて、「人間」としての「別様のあり方」を問う時に生じる「共同体」と「別様なあり方」の間に立つことで生じる葛藤を原動力にして、内部告発に踏み切ることを可能にしてくれる。こちらの方の理論は、カントの「世界市民倫理」と呼ぶことにしよう。

今まで説明してきた、二つの理論、どちらの場合にも見られる葛藤は、いずれも、「間に立つ」という可能性によって生じる良心的葛藤なのだ。私達は、今まで、二つの理論を通して、内部告発者が必ず曝されることになる、こうした葛藤の正体を考えてきた。

「複数の仮面」理論のセクションやカントの「世界市民倫理」のセクションで学んだ通り、「一共同体の倫理観（共同体倫理）」と「一組織の外を教える別の仮面から来る要求」や「理性を公的に使用した際の倫理観（世界市民倫理）」、言い換えれば、「組織中での倫理」と「組織を越えた倫理」の間で板挟みになってしまうのが、「内部告発者」なのだ。組織に忠誠を尽くすべきか、それとも、その組織とは違う集団や組織を超えたもっと大きな集団に対して責務を果たそうとすべきなのか、という「倫理的ジレンマ」を生きねばならないのだ。組織という「共同体」の倫理に従うか、その組織とは違う別の集団を優先するのか、あるいは、カント的な「世界市民」の立場に身を置き、組織という集団を超えた、所謂「公衆」のための公益を目指すのか、というジレ

ンマがここにある。

「組織中での倫理」（共同体倫理）と「組織を越えた倫理」（「別の仮面」の要求、あるいは、世界市民倫理）の間で板挟みになってしまうのが、「内部告発者」なのだ、ということ述べた。共同体倫理に立つ限り、内部告発者は、裏切り者であるし、「別の仮面」の要求や世界市民倫理に立てば、内部告発者は、正義の人ということになる。それでは、いかなる条件の下であるのならば、共同体倫理から外に出て、「別の仮面」から来る義務や徳に込めたり、世界市民倫理を採用したりできるのだろうか。

カンザス大学の倫理学者、ディジョージは、内部告発の正当化条件を5つ提出している：

1. 会社が、その製品ないし政策を通じて、公衆、すなわちその製品のユーザー、罪の無い第三者、あるいは一般大衆に対して、深刻かつ相当な被害を及ぼすこと（1995, p. 315）。
2. 従業員が製品のユーザーや一般大衆に深刻な被害が及ぶと認めた場合には、直属の上司にそのことを報告し、自分の道徳的懸念を伝えるべきである（Ibid., p. 318）。
3. 直属の上司が、自分の懸念や訴えに対して何ら有効なことを行なわなかった場合には、従業員は内部的な手続きや企業内で可能な手段に手を尽くすべきである（Ibid., p. 320）。
4. 内部告発者は、その人物のその状況に対する認識が正しいものであること、また、その企業の製品あるいは業務が、一般大衆、またはその製品の使用者に、深刻で可能性が高い危険を引き起こすということを、合理的で公平な第三者に確信させるだけの証拠を持っているか、入手しなければならない（Ibid., p. 321）。
5. 従業員は、外部に公表することによって必要な変化がもたらされると信じるに足るだけの十分な理由を持たねばならない。成功をおさめる可能性は、個人が負うリスクとその人に振りかかる危険に見合うだけのものでなければならない（Ibid., p. 322）。

ディジョージによれば、最初の三つの条件が揃えば、内部告発はしてもよいということになる。私達の言葉で言い換えるのならば、最初の三つの条件は「共同体の倫理」内部で考えられる最善の手はずだ。そしてさらに、残りの二つの条件も揃い、五つの条件が全て満たされる場合は、「内部告発」は、ただ単に「してもよい」のではなく、「義務」として考えねばならない、としている。最後の二つの条件は、「間に立つ」ことの正当性を確認し、そこから生じる良心の葛藤が、仮令、誰が「間に立つ」立場に置かれたとしても、客観的に正当である、ということを確認する条件なのだといえるだろう。このことは、「合理的で公平な第三者」の視座に自分自身を置くことによってなされるのだ。この場合、仮令、「功利主義的な計算」をした場合でも、5番目の条件で分かるように、告発者自身に及ぶデメリットが最小であり、公衆に対する利益は最大になると考えられるからだ。つまり、告発者があまり損することなく、公衆に最大の利益を齎すことができるからである。

けれども、「功利主義的計算」の結果、自分にとってデメリットが少ないから、という理由で、内部告発をしている人は、実際にはほとんどいないのではないだろうか。むしろ、「私は人間として自分がしなければならないことをした」という義務感が、世界市民倫理に向わせる、と言うことの方が実情に合っている。組織の一員として、「共同体倫理」に従わねばならないけれども、その組織という共同体そのものが、深刻な道徳的不正行為にコミットしていることを、組織の一員であるがゆえに知ることになってしまった、ということが出発点なのだ。そのことを公表しないならば、その人自身が、組織ぐるみの不正にコミットしてしまうことになる、という信念から、「組織」内で最善を尽くした上で、それが何も改善を齎さない場合に「内部告発」に踏み切ることになる。

序論で述べたように、この時代が新自由主義的な構造改革を受け入れ、「規制緩和」を推し進め、「神の見えざる手」に全てを委ねようとする限りにおいて、全ての問題に「事後的に」対処せざるを得なくなるだろう。すると、「事後的に」生み出されてしまう犠牲者をどうするのか、ということを実際に考えると、この「内部告発」の倫理を理論的に洗練させ、なるべく犠牲者を出さないように、欲得に目の眩んだ悪徳企業の営みにストップをかけるという次善の策に辿り着く。最善は、勿論、規制を緩和せず、事前に事件を防ぐことだ。

ここで考えておきたいことは、組織で起きている問題に、組織ぐるみでの問題解決という形で対応できる体制が組織の中に作られているのならば、組織内部の問題を、常に「倫理的ジレンマ」に追い込まれた個人に負担させることにはならないだろう、ということだ。つまり、ディジョージの第3番目の条件、「組織内で可能な限りの手段を試み尽くした」のところで、歯止めが利くような「手段」を、組織の側が「内部告発者」に提供すればいい。実際に、現在は、内部告発の相談窓口を設ける企業や、内部告発を受け付けて、それを企業にフィードバックする有料サービス業者を仲立ちさせる企業などが見られるようになっている。企業が、社会に不正を齎した場合、社会的制裁は甚大なものがある、ということは、「偽」の年、2007年に起きた一連の事件が教えてくれている。本論で展開した内部告発の倫理に基づく行動も必要だろうが、やはり信頼を回復するための膨大な時間や労力を考えるのならば、「内部告発」をフィードバックさせ、自己浄化し得るような仕組みを組織内に組み入れておいた方が得である、と考える企業が増えていくことを期待したい。

引用文献および参考文献：下記の文献を引用している場合は、出版年代と引用ページ番号を本文中丸括弧内に記している。

- 安部 司, 『食品の裏側』, 東洋経済新報社, 2005.
 アーレント, ハンナ, 『イェルサレムのアイヒマン』, みすず書房, 1969.
 アロンソン, E., 『ザ・ソーシャル・アニマル』, サイエンス社, 1994.
 内橋克人, 『もうひとつの日本は可能だ』, 光文社, 2003.
 カント, 『実践理性批判』, 岩波文庫, 1959.
 カント, 『道徳哲学』, 岩波文庫, 1954.
 カント, 『啓蒙とは何か』, 岩波文庫, 1974.
 トム・L. ビーチャム&ノーマン・E. ボウイ編, 『企業倫理学2』, 晃洋書房, 2001.
 ディジョージ, 『ビジネスエシックス グローバル経済の倫理的要請』, 赤石書店, 1995.
 マッキンタイア, 『美徳なき時代』 篠崎榮訳, みすず書房, 1993.
 Foucault, Michel, "What is Enlightenment?" in *The Foucault Reader*, ed. Paul Rabinow, Pantheon Books, 1984.
 pp. 32-50.

Abstract

We are to characterize current business as dominated by neo-liberalistic minimalism that is theorized by Milton Friedman who insists that nothing, including the ethics of business, imposes restrictions on business practices because in the global marketplace so-called “God’s invisible-hands” would determine which corporation should survive. But we should not forget “God’s invisible-hands” always works ex post facto. It is sad but true that sometimes after an accident takes a toll of human lives, God could start to move His hands in order to weed out a crooked corporation. Therefore, in Japan the year 2007 was characterized as “偽 Gi (lie, falsehood, deceit).” In this paper I argue that in order to prevent the above-mentioned ex post facto problem, we cannot but depend on the well-theorized ethics of “Whistle-blowing”.

[2008. 9. 29 受理]